

# 係争海域での海洋調査活動に関する 一考察 —エーゲ海の事例を中心に—



下山 憲二  
(海上保安大学校教授)

はじめに

## 1 係争海域内での権利義務関係

- (1) エーゲ海の状況
- (2) 国際法の関連規定

## 2 係争海域内の海洋調査活動

- (1) いわゆる自制義務の概要
- (2) 天然資源の探査及び開発に関する海洋調査活動に対する各国の評価
- (3) 天然資源の探査及び開発に関係しない海洋調査活動に対する各国の評価

おわりに

はじめに

2017年12月29日、エーゲ海のギリシャ領であるリムノス (Limnos/Lemnos) 島北方を航行していたドイツ船籍の調査船 Meteor 号が、トルコ沿岸警備隊から妨害を受けた。同号は、ギリシャ外務省から許可を得た上で、ハイデルベルグ大学の依頼で、同島と同じくギリシャ領のサモトラキ (Samothraki) 島との間の海域を調査していた。トルコ沿岸警備隊は、同号に対して、同海域がトルコ領海であることから、退去するよう求めたとされる。同号の船長はこの求めに応じて、西方に航路を変更したが、ギリシャ当局からは、当該海域はギリシャ領海であることから、そこに留まるよう告げたとされる<sup>1</sup>。ところが、翌年の1月3日には、ギ

<sup>1</sup> German research vessel Meteor harassed by Turkish Coast Guard in the Aegean Sea, <http://www.keeptalkinggreece.com/2017/12/29/turkey-german-vessel-meteor/> (last visited on 6 June

リシャ政府は、同号に付与していた科学的調査に関する許可を撤回した。その背景には、同号がリムノス島周辺海域での調査に関して、ギリシャ政府だけでなくトルコ政府にも許可を要請していたことが判明したためであるとされる<sup>2</sup>。ギリシャ政府は、この際、ギリシャのみが責任を有する海域内で調査を実施する際にトルコにも許可を要請したことは、同号の重大な非礼であると批判している<sup>3</sup>。また2021年2月24日、トルコ政府は、エーゲ海の国際海域 (international waters) で科学的調査活動に従事していたトルコ調査船 Cesme 号に対して、ギリシャ空軍の F-16 戦闘機4機が接近し、内2機が同号から2海里離れたところでチャフを散布して調査を妨害したと発表し、ギリシャを強く批判したが、ギリシャ側はこのような事実はないとして、トルコの発表を否定した<sup>4</sup>。

上記の事件で問題となった海洋の科学的調査は、現代において非常に重要な役割を果たしている。国連海洋法条約は、すべての国が海洋の科学的調査を実施する権利を有すると共に、海洋の科学的調査の発展及び実施を促進しかつ容易にすることを義務づけている。周知のように、ギリシャは国連海洋法条約の締約国であるが、トルコはそうではない<sup>5</sup>。一般的には、締約国のみが条約の規定に縛られることとなるが、海洋の科学的調査については、すでに関連規定の多くが慣習法化しているとする見解も多いため、その見解に基づけば、非締約国であるトルコも上記の権利を有し、かつ、義務を遵守することとなる<sup>6</sup>。

2023)

- <sup>2</sup> これは2018年1月3日に、トルコ当局が、同号による海洋の科学的調査が実施されるために、当該海域を航行する船舶に対して航行警報を発したことから判明した。Stefan Talmon, “German research vessel caught up in Greek-Turkish Aegean Sea Dispute”, <https://gpil.jura.uni-bonn.de/2018/01/german-research-vessel-caught-up-greek-turkish-aegean-sea-dispute/> (last visited on 5 June 2023)
- <sup>3</sup> Greece cancels research permission after German vessel Meteor obtains Turkey’s permission as well, <http://www.keeptalkinggreece.com/2018/01/03/greece-turkey-germany-meteor-aegean/> (last visited on 6 June 2023)
- <sup>4</sup> Turkey says Greek jets harassed research vessel over Aegean Sea, <http://cde.news/turkey-says-greek-jets-harass-research-vessel-over-aegean-sea/> (last visited on 5 June 2023)
- <sup>5</sup> トルコは黒海においてブルガリア及びリーマニアとEEZの境界画定に関する交渉を行ったこともあることから、国連海洋法条約の多くの規定が慣習法化していることを暗に認めているという見解も多い。例えば、Theodore C.Kariotis, “Greek fisheries and the role of the exclusive economic zone”, in Theodore C. Kariotis ed, *Greece and the Law of the Sea*, Kluwer law International, 1997, pp.207-209.
- <sup>6</sup> 米国も国連海洋法条約の非締約国であるが、第11部以外の多くの規定は既に慣習法化

エーゲ海は、その位置から地政学的に重要な海域として古代から様々な国によって支配されてきた。15世紀以降、同海域は長らくオスマントルコ帝国が支配していたが、19世紀に入って同帝国が弱体化して以降、多くの国が同海域に対する影響力を行使し始め、ギリシャ独立戦争、バルカン戦争や第一次世界大戦後の同帝国の崩壊により、その多くがギリシャの影響下に服することとなったが、今日まで、トルコとの間で島嶼の帰属や境界をめぐる紛争が続いている。両国間で海域の帰属が定まり、最終的な境界画定が行われることが理想であるが、両国間の歴史を振り返れば、これが非常に困難なことは言うまでもない。しかしながら、上記のような紛争や衝突が継続することも、両国が位置する地理的状况を考慮すれば、同じく望ましいものではない。そこで、何らかの形で、両国が協調し、同海域を平和的に管理できることを示すことができれば、紛争の回避のみならず、同様の問題を抱える多くの国家や地域に対して重要な示唆を与えることになるだろう。

そこで、本稿では上記のような問題意識に基づき、エーゲ海の特徴である半閉鎖的な地理的状况を加味し、事例及び国際法の関連規定の検討を通して、係争海域の管理手段としての海洋の科学的調査の可能性とその課題について検討していく。尚、本稿では、便宜上、海洋調査活動という用語を使用するが、これは国連海洋法条約の海洋の科学的調査を意味するものである。

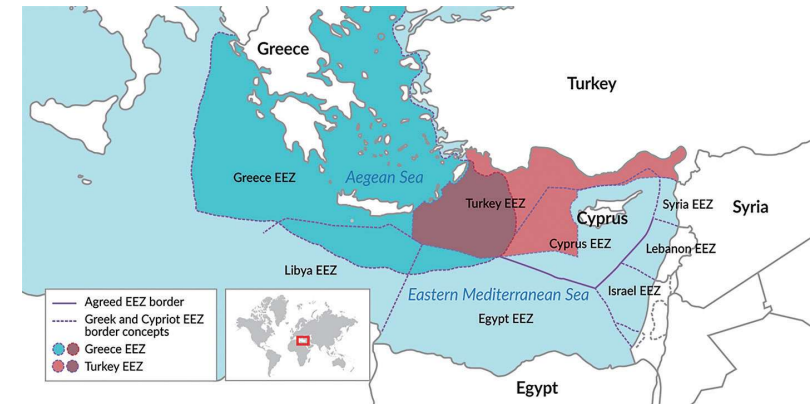
## 1 係争海域内での権利義務関係

### (1) エーゲ海の状況

本稿の問題を検討するに当たっては、まずエーゲ海の状況を整理する必要があるが、この点については、既に瀬田・来田論文、今井論文及び沖論文において詳細に述べられているため、本稿で詳述することは避けたい。しかし、エーゲ海の島嶼の帰属関係については、簡単に整理しておく必要があるだろう。エーゲ海は、その比較的狭い面積にもかかわらず3,000以上の島嶼が存在するとされ、その内の約82%にあたる約2,500

している点を認めている。James L. Malone, "The United States and the Law of the Sea", *Virginia Journal of International Law*, vol.24, p.801.

図1 エーゲ海での各国の海域主張



出典：<https://www.gisreportsonline.com/r/economic-zone-mediterranean/>

をギリシャが領有しており、トルコが領有しているものはごくわずかであるとされる<sup>7</sup>。しかも、若干の島(クレタ島、エヴィア島、ロードス島、レスボス島、キオス島、リムノス島やサモス島等)を除き、それらの島嶼の殆どは面積も小さく、人間が居住していないとされる<sup>8</sup>。このように非常に特異な状況に置かれたエーゲ海においては、当然ながらギリシャとトルコとの間で海洋をめぐる様々な紛争が生じている。それらの紛争において、最も根源的なものは、島嶼の帰属をめぐるものであろう。第一次世界大戦後のトルコと協商国との講和条約である1923年のローザンヌ条約12条は、島嶼の帰属に関して規定しているが、その解釈をめぐる両国は激しく対立している。ギリシャの主張によれば、トルコに帰属する島嶼は、インブロス島、テネロス島及びラビット諸島並びに本土から3海里以内に位置するもののみである<sup>9</sup>。それに対して、トルコは、本土から3海里以遠にある島でも、明示にギリシャに帰属するとされている島嶼を除いては、未だトルコに帰属しており、その総数は100以上になると主張する<sup>10</sup>。トルコの解釈が説得性を有するかは疑問であるが、いずれに

7 ただし、ローザンヌ条約12条をどのように解釈するのかに依る。T.C.Kariotis, "The case for a Greek Exclusive Economic Zone in the Aegean Sea", *Marine Policy*, vol.14, p.4.

8 Y.Acer, *The Aegean Maritime Disputes and International Law*, Ashgate, 2003, p.5.

9 *Ibid.*, p.19.

10 The Turkish Foreign Minister, I. Cem said in a rough translation that "We believe that the

しても、島嶼の帰属及びそれに付随する海域の帰属について、両国間に見解の相違が存在することは明らかである<sup>11</sup>。

## (2) 国際法の関連規定

### ① 係争海域の性質

上述したようにエーゲ海は特殊な状況におかれた海域であり、両国間に紛争が存在している。そこで、国連海洋法条約に基づき、領海、EEZ及び大陸棚の帰属や境界画定が争われている場合の関係国の権利及び義務について整理する。

#### 領海

国連海洋法条約15条は、領海の境界に関する紛争が存在する場合について規定している。同条によれば、関係国は、両国間に特段の合意がない限り、原則として、いずれの点をとっても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線を越えてその領海を拡張することができないとされている。即ち、関係国の主張とは別に、実際に領海を設定できるのは、中間線までとなる<sup>12</sup>。この点については、すでにいくつかの国家実行を参照しても支持されているように思われる。さらに、後述する74条3項及び83条3項のような最終的な境界画定がなされるまでの暫定的な措置については、領海の場合には適用されないとする見解が多いように思われる<sup>13</sup>。従って、関係国は中間線までを自国の領海として扱い、関連国際法に従った権利義務を行使するとみなすことが適当であろう<sup>14</sup>。

#### EEZ及び大陸棚

EEZ及び大陸棚については、領海とは異なり、最終的な境界画定がなされるまでの暫定的な措置に関する規定が存在する。74条3項及び

83条3項は、対象がEEZか大陸棚であるかの違いだけで、内容はほぼ同じである。両規定によれば、関係国は、衡平な解決を達成するために、合意により境界画定を行うことが求められるが、それまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極めを締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払うよう規定している（以下、自制義務）。この自制義務は、必ずしも係争海域での関係国による一方的な行為を禁じるものではないことが既にいくつかの判例において示されている<sup>15</sup>。そこで、境界画定が行われていないEEZ及び大陸棚における関係国の権利義務については、現状では不明確な点が多いと言わざるを得ない。しかしながら、多くの国が、暫定的に設定された中間線までは、領海の場合と同様に、既定のEEZ及び大陸棚と同じ扱いをしている点には留意する必要があるだろう<sup>16</sup>。勿論、関係国の主張や権原が重複する部分については、より慎重な対応が求められることは言うまでもない<sup>17</sup>。

### ② 123条の意義

次に、123条の意義とエーゲ海に適用される場合の問題について整理する。

123条は、閉鎖海又は半閉鎖海に面している国の協力について規定している。この閉鎖海又は半閉鎖海とは、122条は、「湾、内海又は海であって、2以上の国によって囲まれ、かつ狭い出口によって他の海若しくは外洋につながっているか又は全部もしくは大部分が2以上の沿岸国領海もしくは排他的経済水域から成るもの」と定義している。エーゲ海がこの定義に該当していることは疑いないが、ここで注目すべきは、上述したように、123条は沿岸国が同条約に基づく自国の権利の行使及び

islands whose sovereignty has not been determined should be taken as left to Turkey. But we believe that the issue can be solved by negotiation". The Statement of Turkish Foreign Minister, Cem. *The Millivet Newspaper*, 3 June 1999.

11 Y.Acer, "A Proposal for a Joint Maritime Development Regime in the Aegean Sea", *Journal of Maritime Law and Commerce*, vol.37, pp.64,65.

12 R. Lagoni, "Interim Measures pending Maritime Delimitation Agreement", *American Journal of International Law*, vol.78, p.350.

13 例えば、Youri van Logchem, *The Rights and Obligations of States in Disputed Maritime Areas*, Cambridge University Press, 2021, p.99.

14 A.Proelss ed, *United Nations Convention on the Law of the Sea, A Commentary*, C.H.Beck, 2017, p.158.

15 例えば、Arbitral Tribunal Constituted Pursuant to Article 287, And in Accordance With Annex VII, Of The United Nations Convention On The Law Of The Sea In The Matter Of An Arbitration Between: Guyana v. Surinam, 2007, para.467.

16 各国の実行については、以下の文献を参照。British Institute of International and Comparative Law, *Report on the Obligations of States under article 74(3) and 83(3) of UNCLOS in respect of Undelimited Maritime Areas*, 2016, pp.40-112.

17 例えば、Dispute concerning delimitation of the maritime boundary between Ghana and Côte d'Ivoire in the Atlantic Ocean, 2017, para.591-594.